

11月19日(日)、井手小学校、多賀小学校、玉川保育園、自然休養村管理センターで井手町防災訓練を行いました。(P02)

12

平成29年12月
2017
No.543

広報いで



目次

税務課からのお知らせ	P04
「空き家・空き地バンク」をご存知ですか?	P06
木造住宅耐震改修等の補助を行います	P07
高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種について	P08
「くらしと仕事の相談窓口」出張相談会	P11

町の人口 (12月1日現在)

男性	3,677人
女性	3,931人
計	7,608人



いでのまちかど

震災想定し防災訓練を実施

4会場、総勢550人が参加

11月19日（日）、井手小学校、多賀小学校、玉川保育園、自然休養村管理センターで井手町防災訓練を行いました。

府南部地域の広い範囲で同様の被害が発生したため、他府県などからの支援が難しい状況を想定。

全会場合わせて約550人が参加され、巨大地震による災害に備えて、避難や負傷者の応急処置、消火作業の訓練などを実施しました。

今回の訓練は、南海トラフ地震により、木津川沿いの地域を中心に家屋倒壊など大きな被害が発生したほか、京都



各会場の避難所を慰問に訪れた汐見町長



応急処置訓練に臨む皆さん（井手小学校）

災害対策本部や避難所の開設訓練をはじめ、それぞれの会場では、自主防災組織や消防団、京田辺市消防署井手分署、住民の皆さんによる避難訓練や応急手当の訓練、消火器やバケツリレーによる消火訓練をはじめ、小型ポンプ積載車による放水訓練などが繰

り広げられました。また非常食の炊き出しも行われ、参加した皆さんが試食されました。



協力してバケツリレーを行う皆さん（多賀小学校）

261柱の冥福祈る

井手町戦没者追悼式

井手町戦没者追悼式が10月27日（金）、自然休養村管理センターホールで行われ、遺族や関係者約80人が戦没者261柱の冥福を祈るとともに、恒久平和への誓いを新たにしました。

会場では、参列者全員で黙とうを捧げたあと、汐見明男町長が「戦後72年が経過し、我が国の平和と繁栄は当然のように考えてしまいがちであります。この平和と繁栄は、戦没者の尊い犠牲の上に築かれたものであることを決して忘れてはなりません。平和で紛争のない社会を築くことは、

戦没者の方々に報いる唯一の道であり、今に生きる我々の責務。戦争の悲惨さを風化させることなく、次の世代に継承し、より良い未来を切り拓いていかなければなりません」と式辞を述べました。

このあと会場では、来賓の方々が追悼の辞を述べられたあと、参列した方々が壇上の追悼の標に献花し、戦没者の冥福を祈りました。



追悼の標に献花を捧げる参列者の皆さん

文化活動の集大成を披露

第38回井手町文化祭

11月4日（土）と5日（日）の2日間、自然休養村管理センターや府立山城勤労者福祉会館などで第38回井手町文化祭が開かれました。

会場では、保育園児やコーラスグループの舞台発表をはじめ、和太鼓や大正琴などの演奏が繰り広げられたほか、



にぎわう作品等の展示会場



自然休養村管理センターホールで行われた表彰式

青少年の主張大会や調べる学習コンクール表彰式、各サークル・教室の作品展、農作物等品評会、健康のつどいなども行われ、大いににぎわいました。

また各種団体などによる模擬店も人気を集めるなど、会場を訪れた多くの人たちが文化の秋を堪能しました。

**開設10周年記念しイベント
子育て支援センター**



10周年イベントを楽しむ来場者の皆さん

井手町子育て支援センターが開設10周年を迎え、11月10日(金)、10周年を祝う記念のイベントが開かれました。

記念イベントには20組以上の親子が参加。
ミニバスケットやさかな釣りゲーム、工作コーナーなどで楽しいひと時を過ごしました。

また会場には、商工会のマスコットキャラクターの「いでたん」もお祝いに駆けつけ、イベントを盛り上げました。

同センターは、就学前の子どもとその保護者が利用できる施設として、玉川保育園に併設されています。毎週月曜から金曜の午前9時半～午後4時までオープンしています。毎月の行事等の予定は「広報いで」でも紹介しております。

お問い合わせは子育て支援センター(TEL82・2232)まで。

宝くじ助成金で整備しました

石垣区・高月区・上井手区では、一般財団法人自治総合センターからの宝くじの助成を受けて、コミュニティ備品やニュースポーツに係る体育用品の整備を行いました。

宝くじ助成は、宝くじの普及広報を図るために、宝くじの収入源を財源として地域のコミュニティ活動や共同活動を行っている団体に対して助成されるものです。宝くじの助成金は、まちなこのんなどところにも役立っています。



寄付をいただきました

【観光事業として】
▽木津川サイクリングクラブ(世話人 嶋村年彦氏)から観光振興・自転車での観光の利便性向上として、自転車を駐輪するためのバイクラック3基の寄付をいただきました。

町では、この善意の寄付を、観光事業の充実に役立たせていただきます。

12月22日(金) 冬至の日

ゆず湯

やります!



ゆずには血行を促進する成分や、鎮痛作用のある成分が含まれています。さらにビタミンCも豊富なため、湯につかり全身からそれらの成分を吸収することで風邪をひきにくくする効果があるといわれています。

冬至の日はいで湯にぜひお越しください!

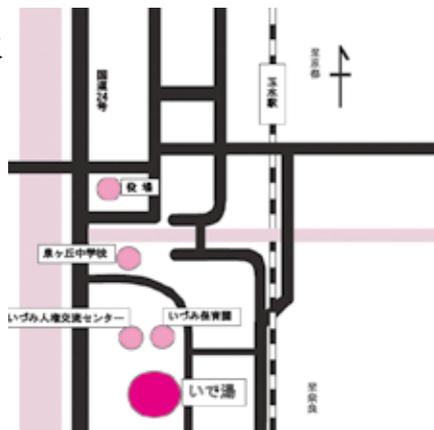
<入浴料>

大人 100円
子ども 50円

<営業時間>

午後4時半～9時

※タオル・石鹸など入浴用品はご持参ください



井手町共同浴場運営委員会
TEL 82-5533
井手町大字井手小字段ノ下49番地の1

税務課からのお知らせ

平成29年中に家屋を新築・増築・取り壊しされた場合や、未登記家屋の所有者を変更された場合は、ご連絡ください。

家屋の固定資産税（都市計画税を含む）は、毎年1月1日現在に所有されている方に課税されることから、固定資産税を適正に課税するため、平成29年中に下記要件を満たした家屋を新築・増築・取り壊しをされた場合や、相続等により未登記家屋の所有者を変更された場合は、12月中に税務課までご連絡ください。

固定資産税の対象となる「家屋」の要件

家屋の要件は、定着性・外気分断性・用途性の3つを備えているものです。

- ・定着性とは、基礎などにより土地に定着しているものをいいます。例えば、基礎がなく庭に置いているだけのプレハブ物置は「家屋」に該当しません。
- ・外気分断性とは、屋根及び外周壁を備えているものをいいます。例えば、屋根と柱だけのカーポートは、外周壁はありませんので「家屋」には該当しません。
- ・用途性とは、建物が目的とする用途（居住・作業・保管等）のために利用できるものをいいます。実際に使用しているかどうかは問いません。

●新築・増築されたとき

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行いますので税務課までご連絡下さい。（すでに家屋調査が終了している家屋については不要です。）この調査は、固定資産税の基となる評価額を適正に算出するために行うものですので、ご協力をお願いします。（調査の際は、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。）

なお、車庫や物置、建築確認申請の必要のない10㎡未満の建物であっても、上記『固定資産税の対象となる「家屋」の要件』を満たしていれば課税対象となります。

●取り壊しされたとき

「建物滅失届出書」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。ただし、登記されている家屋を取り壊しされた場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた家屋については、この届出は不要です。

●相続等により、未登記家屋の所有者を変更されたとき

「未登記建物所有権移転届」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も変更前の所有者に課税されてしまうことになります。

*お問い合わせは、税務課（TEL 82-6163）まで。

町税の納付は便利・确实・安心の口座振替をご利用ください

町税の納付には、便利で确实な口座振替による納付をおすすめします。納付のために役場や金融機関等へ行かなくても、納期限日にあなたの預貯金から納税でき、納期限を過ぎることなく納付することができます。役場や金融機関の開いている時間になかなか行けない方や現金を持ち歩くのが不安といった方など、納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。

口座振替の手続きは、役場及び町内の金融機関にある「町税等の口座振替自動振込み納付依頼書」に必要事項をご記入のうえ、下記「ご利用いただける金融機関」窓口でお申し込みください。

●ご利用いただける税目

町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付にご利用いただけます。

●ご利用いただける金融機関

南都銀行・京都銀行・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行（郵便局）

●手続きに必要なもの

- ・納税通知書や納付書などの通知番号と納税義務者がわかるもの
- ・預貯金通帳
- ・通帳届出印

●お問い合わせ先

町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税に関するお問い合わせは税務課（TEL 82-6163）、国民健康保険税に関するお問い合わせは保健医療課（TEL 82-6166）まで。

給与支払者の皆さまへ 平成30年度から個人住民税の 特別徴収義務者の一斉指定を実施します

井手町を含む京都府内の全市町村では、平成30年度から個人住民税の特別徴収について、原則としてすべての給与支払者（事業主）に対して、一斉に特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施の徹底を図ります。

○個人住民税の特別徴収について

個人住民税とは、個人の市町村民税と都道府県民税の総称であり、前年の所得に応じて課税されるもので、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村へ納付していただくものです。特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村へ納入する制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（給与支払者や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）

○特別徴収のメリット

- ・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように給与支払者の方が税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
- ・従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。

○特別徴収の対象外とすることができる方

次の場合は、特別徴収の対象外とすることができます。

(a. ～ e. は従業員、f. は給与支払者)

- a. 退職者又は退職予定者（5月末日まで）
- b. 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方（例：前年中の給与の支払額が100万円以下の方）
- c. 給与の支払いが不定期な方（例：給与の支払いが毎月ではない）
- d. 他の事業所から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方
- e. 専従者給与が支給されている方
- f. a. ～ e. に該当する方を除いた受給者総人員が2人以下の給与支払者



○手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を井手町へ提出していただきますが、その際には、総括表等に「特別徴収」する旨を記載して下さい。普通徴収となる従業員がいる場合は、前記 a. ～ f. の理由に該当する人数を記載した「個人住民税の普通徴収への切替理由書（兼仕切紙）」を給与支払報告書とともに提出してください。記載方法等詳しくは、井手町ホームページをご覧ください。（URL：<http://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/zeimuka/kojinjuminzei.html>）

*お問い合わせ先

《事務手続きに関すること》 税務課（TEL 82-6163）

《一斉指定の取り組みに関すること》 京都府総務部税務課
個人住民税（特別徴収）担当（TEL 075-414-4433、4440）

「空き家・空き地バンク」をご存知ですか？

利用可能な空き家・空き地の 情報提供にご協力を！！

井手町では、定住促進と地域の活性化を図るため、町内への移住希望者に空き家・空き地（以下「空き家等」）に関する情報を提供する「空き家・空き地バンク」を開設しております。

空き家等をそのままにしておくと、防犯、防災、景観の面でも好ましくありません。町内に空き家等を所有している方で、売却や賃貸をご検討していただける物件がある場合は、ぜひ「空き家・空き地バンク」に登録してください。

「空き家・空き地バンク」とは

空き家等を所有する方からの登録の申し込みを受け、登録された空き家等の物件情報を公開し、町内に居住を希望する人に町のホームページなどで広く情報提供する仕組みです。

空き家等登録の手順

(1) 登録の申し込み

地域創生推進室へ登録申込書など必要書類を提出いただきます。その際、物件の簡易調査等を行う場合があります

(2) 物件の登録

空き家・空き地バンクへの登録が可能と判断された場合、登録台帳に登録するとともに、空き家であれば物件の所在地、状況、間取り、所有者の希望条件などの情報を、町のホームページに掲載します。

利用希望者の手順

(1) 空き家等情報の閲覧

町のホームページで閲覧できます。

(2) 利用の申し込み

利用を希望する物件があった場合、「利用申込書」「誓約書」を地域創生推進室に提出いただきます。利用希望者、利用目的などが適当と認められた場合、空き家等の所有者と仲介を行う登録事業者に通知します。

(3) 交渉・契約

利用希望者が所有者または登録事業者との交渉を希望した場合、重要事項説明の後に契約締結となります。町は交渉・契約には関与しません。

お問い合わせ
地域創生推進室 (TEL 82-6170) まで

井手町木造住宅耐震診断士 派遣事業のご案内

木造住宅の耐震診断を希望される方に対し、耐震診断士を派遣します。

＜補助対象＞ 次の要件すべてに該当する木造住宅。

- ① 住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
(床面積2分の1以上を住宅の用途として使用しているもの)
- ③ 自己診断(誰でもできるわが家の耐震診断)の評価が9点以下であるもの。

＜必要な費用＞ 3000円(診断一戸あたりの自己負担)

＜申込期間＞ 平成30年1月31日(水)まで

木造住宅耐震改修等の補助を行います

耐震改修

- ・耐震診断結果が1.0未満のものを改修後1.0以上に向上させるもの。
- ※耐震診断については、井手町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱(平成18年井手町告示第24号)に基づいた耐震診断士又は建築士によるものに限る。
- ・費用の3/4(最高90万円)を補助します。

簡易耐震改修

- ・屋根を軽量化すること等簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの。
- ・費用の3/4(最高30万円)を補助します。

耐震シェルター設置

- ・住宅が倒壊しても居室内の安全性を確保するもの。
- ・費用の3/4(最高30万円)を補助します。
- ※補助対象となる耐震シェルターについては、ホームページをご覧ください。

＜補助対象＞ 次の要件にすべて該当する木造住宅。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。(床面積2分の1以上を住宅の用途として使用しているもの)
- ② 町税等の滞納がない者であること。
なお、耐震シェルターの設置については、上記に加え、次のいずれかの方が居住している住宅が対象となります。
イ 申請時において60歳以上の者
ロ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所有する者
ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者
ニ 療育手帳を所持する者
ホ 介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者

＜申込期限＞ 平成29年12月28日(木)まで

※受付件数には限りがあります。

詳しいお問い合わせは 建設課 (TEL 0774-82-6167) までお願いします。

*平成29年度「高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種」対象者の方は 平成30年3月31日までに接種を完了してください

【接種対象者】

- ①平成29年度（平成30年3月31日まで）に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象になります。（対象者の方には4月に通知しています。）
- ②60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方も定期接種の対象となります。（身体障害者手帳1級の保持者及び同程度の方）
※すでに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（商品名：ニューモバックスNP）の予防接種を接種した方は、対象とはなりません。

【接種費用】

○自己負担2,500円（町民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は無料）

*65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成について

定期予防接種以外（任意）で肺炎球菌ワクチンを受けられた65歳以上の方は接種費用の一部を助成します。

【対象者】 接種時に井手町に住民票がある65歳以上の方。ただし、すでに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド）の予防接種を接種した方、健康保険の適用の方は除く。

【接種対象期間】 平成29年4月1日～平成30年3月31日

【申請受付】 平成30年4月6日まで

【助成金額】 接種費用のうち4,000円

【接種場所】 各医療機関

【助成方法】

- (1) 町内医療機関（岡林医院・水野クリニック）の場合
医療機関窓口で本人確認書類（健康保険証、介護保険証等）を提示のうえ接種してください。
医療機関窓口で接種費用のうち4,000円を差し引いた金額を支払ってください。
- (2) (1)以外の医療機関の場合（償還払い）
接種後、医療機関窓口で接種費用の全額を支払い下記の①～④を持参のうえ保健センター窓口で申請してください。
 - ①接種費用の領収書原本
 - ②接種したことが証明できるもの（接種済証、予診票控え等）
 - ③印鑑
 - ④振込先がわかるもの（預金通帳など）

* 冬の感染症に注意しましょう！！ ～インフルエンザ・ノロウイルス対策～

(1) インフルエンザ

- ①感染経路を断つ：帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめな手洗いを心掛けましょう。（アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。）
- ②免疫力を高める：免疫力が弱っていると、感染しやすくなり、感染した時に症状が重くなるおそれがあります。普段から十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ免疫力を高めておきましょう
- ③予防接種

(2) ノロウイルス

ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎は、子どもや高齢者は重篤化しやすいので、特に注意しましょう。

- ①「手洗い」をしっかりと！：特に食事前、トイレの後、調理前後は、石けんでよく洗い、十分に流しましょう。
※アルコール消毒は、風邪やインフルエンザなどの予防には効果的ですが、ノロウイルスにはあまり効果がないと言われています。
- ②「人からの感染」を防ぐ！：感染した人の便や吐ぶつからの二次感染や、飛沫感染を予防しましょう。乳幼児や高齢者の下痢便や吐ぶつに大量のノロウイルスが含まれていることがありますので、おむつ等の取扱いには十分注意しましょう。
- ③「食品からの感染」を防ぐ！
 - ・加熱して食べる食材は、85℃で1分以上食材の中心部までしっかり火を通しましょう。
 - ・まな板、包丁、食器、ふきんなどは使用后すぐに洗きましょう。熱湯（85℃以上）で1分以上の加熱消毒が有効です。



お問い合わせ：保健センター（TEL 82-3385）

認知症の方のためのグループホーム 「認知症対応型共同生活介護施設」を知っていますか？

地域包括支援センター (TEL 82-3690)

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練をおこない、少人数の家庭的な雰囲気の中でできる限り自立した生活が送れるようになることを目指した施設です。

今回は井手町にある「グループホームいでの里」を紹介します。

定員は9名（全室個室）。

ケアスタッフと共に食事やおやつを作ったり、その方の持たれている力を可能な限り継続できるように配慮されながら掃除や洗濯を一緒におこなったり、余暇の時間にはみんなで歌やゲームを楽しんだり、家庭に近い環境で共同生活を送っています。生活の安心や安らぎが保たれ、不安のない居心地の良い暮らしの場が提供されています。（見学可能）

◎対象になる方は ☆65歳以上の方で認知症による不安がある方
☆要支援2以上（事前に高齢福祉課で介護保険の申請が必要）で
自立歩行・集団生活が可能な方

◎費用 入居一時金 10万円 利用料金 13万円～

相談お問い合わせは グループホームいでの里 (TEL 99-4357) まで

ピンと体操 グーンと体操 シャキッと体操

おうちでできる運動をご紹介します。足腰を鍛えて歩く力をいつまでも保つことが健康寿命の秘訣です。今回は上級編その二です♪ 1種目10回を目安におこない、慣れてきたら2～3セットを目標にしましょう。

注) ストレッチなどで体をほぐしてからおこないましょう。



両膝上げ

(手順)

- ① 少し浅めに座る
- ② 座面を持ちながら両膝を持ち上げて下ろす
- ③ くり返す



パタパタ

(手順)

- ① 少し浅めに座る
- ② 片足を前に出す
- ③ かかとを床につけてつま先を上げて下ろす
- ④ できるだけ早く、くり返す
- ⑤ 反対側もおこなう

参考：独立行政法人国立長寿医療研究センター、2011、『認知症予防マニュアル 記憶力の向上を目指したプログラム』

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

平成24年10月から京都府南部地域でもドクターヘリが運航を開始しています

大切な命を救うための活動を、救急隊と連携して行います。ドクターヘリは、小学校や中学校・高等学校などの広いグラウンドに着陸します。ご理解、ご協力をお願いします。

ドクターヘリ離着陸時のご注意

- ヘリコプターの離着陸により、突風が発生したり、砂埃が舞い上がることがありますので注意してください。
- ヘリコプターが離着陸する時には、窓を閉め洗濯物等は屋内にしまってください。
- 飛散物、ゴミ、板切れ等を拾っておいてください。
- ドクターヘリには近づかないでください。
- 空中から機外スピーカーで安全のための指示を呼びかけることがあります。
- ドクターヘリの着陸あるいは離陸方向の飛行経路の真下には、絶対に入らないでください



〔お問い合わせ 京田辺市消防署井手分署 TEL 82-3000〕



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。

センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時半～午後4時

12月		行事予定（行事がない日でも毎日遊びに来れます♪）	
と	き	内 容	場所・備考
12日（火）	10:00～11:30	すくすくクラブ	※申込制
13日（水）	10:00～11:00	ブラッシング指導	※申込制
15日（金）	10:00～11:00	たんぼぼ広場 「リースづくり」	
	10:00～11:30	子育てサークル 「さんさん会」	
18日（月）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
19日（火）	10:00～11:30	のびのびクラブ	※申込制
1月			
9日（火）	10:00～11:30	すくすくクラブ	※申込制

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います

親子の広場

*たんぼぼ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

*のびのびクラブ

対象：2歳半～就学前までの親子（申込制）

子育てサークル

*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：月2回程度

*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：水曜日（月2回程度）

場所：多賀保育園

hughug

対象：2カ月～1歳くらいまで

活動日：火曜日（月1回）

参加費：1回500円

※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。



一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】 平日 8:30～16:30

土曜 8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（Tel 82-2232）までお問い合わせください

年末火災防止運動を実施します

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

年末を迎えるにあたり家庭や職場で火を使う機会が多くなり、また忙しさで注意力が低下するなど、火災が起こりやすい時期に火災予防の強化をおこなうため年末火災防止運動を実施します。

実施期間 平成29年12月15日（金）～平成29年12月31日（日）

石油ストーブの安全な取り扱い

ストーブからの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ①ストーブを使い始めるまえには点検をする。
- ②ストーブの近くに紙や衣類、カーテンなど燃えやすい物を近づけない。
- ③ストーブの近くでヘアスプレーなど引火の危険があるものは使わない。
- ④ストーブの上には洗濯物を干さない。
- ⑤石油ストーブには灯油以外のものを給油しない。
- ⑥灯油を補給する時は、必ず火を消し、あふれ出ないようにする。また、給油中はその場を絶対に離れない。
- ⑦外出する時や寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。



お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 Tel 82-3000

同和問題の解決を
みんなの手で

人権について考えよう！

いづみふれあい学級 異文化交流会のお知らせ

- ◇日時 12月19日(火) 午後1時半～3時
◇場所 いづみ人権交流センター 研修棟
◇内容 テーマ 異文化交流
「インドネシアと日本の文化交流」

[講師] 京都府名誉友好大使
デフィン さん
(インドネシア出身)



- ◇対象 16歳以上の町内在住または在勤者
◇定員 20人(定員を超えた場合は抽選を行い、抽選もれの方のみ連絡します。)
◇申込み 12月14日(木)までに教育委員会社会教育課又はいづみ人権交流センターへ電話かファックスでお申込みください。
- ◇その他
- ・学級での事故等については、応急手当は行いますが、その後の責任は一切負えませんのでご了承のうえご参加ください。
 - ・子どもを連れての受講はご遠慮願います。
 - ・詳しくは、いづみ人権交流センターまでお問い合わせください。
(TEL: 82-3380 FAX: 82-4112 担当: 小林、枚本)

「くらしと仕事の相談窓口」が 役場にて出張相談会を行います

日時 平成30年1月23日(火)午後2時～4時半
場所 井手町役場西別館 第2会議室

京都府内各保健所では、さまざまな家庭の問題について専門の相談員がお一人おひとりの困りごとについて、生活の立て直しに向けた支援を行って来ました。

今回は、初めての試みとして井手町役場にて相談会を行います。京田辺まで出向くのはめんどうと思われている方、どんな問題でも結構ですので、深刻な状況になる前に気軽にご相談下さい。なお相談は無料で秘密厳守です。

- ☆担当 京都府山城北保健所綴喜分室
☆住所 〒610-0331 京田辺市田辺明田1
☆電話 63-5745 FAX、62-6416
☆対象者 井手町にお住まいの方(生活保護受給中の方を除く)



**平成30年度
井手町建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請
について**

■受付種別
町内業者／土木・建築・舗装・水道・電気・その他、コンサルタント、物品、一般廃棄物
町外業者／工事、コンサルタント、物品

■有効期間
町内業者／1年間（平成31年3月31日まで）
町外業者／2年間（平成32年3月31日まで）

■作成要領配布期間／平成30年1月31日（水）まで。※作成要領につきましては、井手町ホームページからダウンロードできます。

■参加申請受付期間／平成30年1月5日（金）～平成30年1月31日（水）
午前9時～正午・午後1時～4時まで

（土・日曜日、祝日を除く）
※受付場所及び問合せ／建設課
〒610-0302 京都府綴喜郡
井手町大字井手小字南玉水67 TEL 82-6167

講座・教室

【いづみまなび教室】
《ペン習字》
日時／12月11日（月）
午後1時半～3時半
場所／いづみ人権交流センター

《大正琴》
日時／12月22日（金）午前10時～正午
持ち物／大正琴・楽譜
場所／いづみ人権交流センター



《太極拳》
日時／12月22日（金）
午後1時半～3時
持ち物／運動できる服装・上履き
場所／いづみ人権交流センター
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82-3380）まで

【健康教室】
日時／12月21日（木）
午前10時～11時半
場所／いづみ人権交流センター
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82-3380）まで

【生き生きサロン&ほほえみ会（合同クリスマス会）】
日時／12月20日（水）午前11時半～
場所／玉泉苑
対象／65歳以上の方および障がいのある方

*事前申込が必要です
*毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします
*お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82-3499）まで

【井手町人権のつどい・井手玉川大学
第5回講座】
日時／12月12日（火）午後1時半～
場所／自然休養村管理センター
*お問い合わせは、社会教育課（TEL 82-5700）まで

健康

【成人・高齢者保健事業】
《山吹体操クラブ・健康相談》
日時／12月14日（木）午後1時半～
場所／賀泉苑

日時／1月11日（木）午後1時半～
場所／玉泉苑
対象／65歳以上
*お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82-3499）まで



【介護予防事業】
《脳トレ教室ひまわり》
日時／12月13日（水）・1月10日（水）

午後1時半～3時
場所／人権交流センター
日時／12月13日（水）・1月10日（水）
午後1時半～3時
場所／賀泉苑
対象／65歳以上（ボランティアを含め、予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参加可能）
持ち物／お茶（水分補給用）
費用／無料
・申込みは不要です
・この教室では認知症のことや介護などの相談も受け付けております。
*お問い合わせは、地域包括支援センター（TEL 82-3690）まで

子育て

【乳幼児健康診査】
《3歳児健康診査》
日時／12月15日（金）
対象／H26・3・7～H26・7・15生まれ
受付／午後1時～1時半

《2歳6カ月児歯科健康診査》
日時／12月18日（月）
対象／H27・4・1～H27・8・16生まれ
受付／午後1時～1時半

各種相談

【障がい者相談】
日時／12月12日（火）・26日（火）
1月9日（火）

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

*障がい者相談は予約制です

*お問い合わせは高齢福祉課 (TEL 82・6165) まで

【この日の相談室 (カウンセリング)】

日時／12月15日 (金)・1月12日 (金)

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター

*この日の相談室は予約制です

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (TEL 82・3380) まで

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／12月18日 (月) 午後1時～4時

場所／賀泉苑

*消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号 (TEL 090・5889・5367) まで

【母子の相談・教室】

《発達相談》

日時／12月20日 (水)

場所／保健センター

*発達相談は予約制です

*ご希望の方は、保健センター (TEL 82・3385) まで



【無料法律相談】

日時／12月25日 (月) 午後2時～4時

場所／玉泉苑

*無料法律相談は予約制です

*お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL 82・3499) まで

水道管の凍結にご注意ください

12月から2月にかけて水道凍結事故が多発します。

気温が氷点下 (特に冷え込んだ早朝) になると水道管内の水が凍り出なくなったり、水道管やメーターが破裂したりします。

【水道管の凍結に備えるため、次のような対策をして下さい】

①屋外に露出している水道管には、保温材や布きれなどを巻く。

②蛇口から微量の水を出しておく。(その水をバケツや浴槽に溜めるなど、有効利用して下さい。)

【凍結してしまったときは】

もし凍結したときは、蛇口の上にタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をかけるなどして解冻して下さい。

急に熱湯をかけたりすると、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んでください。

※お問い合わせは、上下水道課 (TEL 82-6169) まで

給水を停止します!! 水道料金未納の方はご注意を!!

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。

また、お支払いに便利な口座振替もごございますので、どうぞ活用下さい。

※お問い合わせは、上下水道課 (TEL 82-6169) まで



出張がん個別相談会のお知らせ

■『『がんと診断されて頭が真っ白』『誰かに話を聞いてもらいたい』など、がんに関わる様々な相談をお受けする窓口として、京都府山城北保健所にて出張相談を行いますのでご利用ください。

(日 時) 1月9日 (火)、2月13日 (火)、3月13日 (火)

いずれも午後1時から3時30分

(場 所) 京都府山城北保健所 (山城広域振興局宇治総合庁舎内)

(相談員) 京都府がん総合相談支援センターの保健師又は看護師

(相談料) 無料

(予 約) 実施日前の平日午後4時までに下記フリーダイヤルへお申し込みください。

京都府がん総合相談支援センター (京都市南区東九条下殿田町 43 メルクリオ京都2階)

フリーダイヤル 0120-078-394

■京都府がん総合相談支援センターでは電話及び対面相談を、月～金 (祝日・年末年始を除く) の午前9時～正午、午後1時～4時に実施していますので、こちらでもご利用ください。



視聴覚資料は1人3点・1週間
☆主な新着資料の紹介 12月 一般書

「ヴェネツィア便り」 北村薫
「さくら、うるわし」 長野 まゆみ

「物語と歩いてきた道」 上橋 菜穂子

「地方に生きる若者たち」 石井まこと 他

「絶滅危惧職、講談師を生きる」 神田松之丞

「とても良い人生のために」 J・K・ローリング

「不都合な真実2」 アル・ゴア

児童書
「ノラネコぐんだんアイスのく」 工藤ノリコ

「いそげーきゆうきゆうしや」

「じよやのかね」 竹下文子
とうごうなりさ

「浦島太郎が語る浦島太郎」 ニシワキ タダシ

「ママはしららないの？」 ふくだ いわお

12月・1月の図書館行事
《親子で楽しむかみしばい》

1月13日(土) 午後1時半
図書館絵本コーナー

《ゆかいなマジックショー》
12月12日(火) 午前10時15分

〜玉川保育園(大道芸人H A M A R) ※観覧は自由です。

皆様にひおいで下さい。
《クリスマス・お正月・いぬの本の展示》

12月1日(金)〜26日(火)
図書館展示コーナー

12月・1月の出張貸出



西郷どん! 前編 林 真理子
れ、に幕代涯をド
生、友の時生戦河
に、動な連大
も、族た盛人8
家、ち。新隆人
が、育抜『本の』
士、な、け、西の2018
武、な、げ、つ、く、化、20
下、い、な、つ、く、く、マ
貧、患、末、を、を、ラ



丹波・篠山の本
ど、合、は、は、な、
ほ、出、か、あ、ご、産、タ
半、出、町、山、土、
時、間、半、に、お、テ、
ら、1、時、分、に、
か、山、山、城、り、
神、か、篠、か、名、満、載、
京、丹、波、ま、せ、元、利、の、情、報、が、
で、懐、か、み、ま、き、ん、ど、の、2017年9月現在。



カランボーのオオカミ王 ウィリアム・グリル
カ、リ、カ、
「王」才画受…
「オオカミ」を…
た、れ、者、
「オオカミ王」の物語のそ
対、決、す、
シ、ロ、ボ、
シ、ロ、ボ、
「オオカミ王」の物語のそ
と、シ、ロ、ボ、
シ、ロ、ボ、
「オオカミ王」の物語のそ



シランカッタの町で さえぐさひろこ
ず、ち、の、さ、鏡、の、ひ
か、わ、っ、園、あ、華、タ
「幼」は、万、は、
「よ」お、た、カ、は、
「生」で、な、ん、カ、は、
3、年、生、で、ら、
よ、だ、か、
小、学、校、3、年、生、の、よ、だ、か、
は、呼、ば、れ、て、見、れ、た、か、
き、と、パ、ン、に、導、か、
小、学、校、3、年、生、の、よ、だ、か、

国民年金 Q&A 国民年金保険料は社会保険料控除の対象になりますか

☆賀泉苑 (毎週水曜日 午前10時~正午) 12月13・20日・1月10・17・24・31日
☆玉泉苑 (毎週木曜日 午後2時~午後4時) 12月14・21日・1月11・18・25日

A. 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要となります。このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から毎年11月上旬に被保険者の方に送付されます。証明内容は、本年1月から10月2日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月3日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル0570・003・004(ナビダイヤル)へお電話ください。(注)一般固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただけます。050から始まる電話の方は、03・6630・2525へおかけください。

専用ダイヤルの受付時間は月曜日~金曜日午前8時30分~午後7時・第2土曜日午前9時~午後5時です。(注)祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

ごみ収集日程表(12月11日～1月12日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙<その他の紙類>)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク 容器包装	その他
北水無区	北水無区	火・金曜日	12月14日	1月11日	1月4日	12月21日	水曜日	火曜日
玉石高区	玉石高区	月・木曜日	12月15日	1月12日	1月5日	12月21日	水曜日	火曜日
上井手多賀全区	上井手多賀全区	火・金曜日	12月21日	1月11日	1月4日	12月14日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL 82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集 区域番号	収集区域
12月15日 1月10日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
12月18日 1月11日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
12月19日 1月12日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
12月20日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
12月21日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
12月22日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、栢原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
12月23日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの
収集日は...



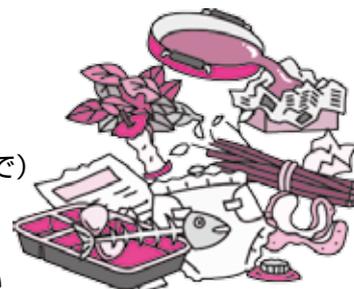
※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL 075-631-5171)まで

ごみの分け方・出し方

(燃やすごみ)

出せる物・出し方

- 台所の生ゴミ 必ず水切りをする(大切です)
 - 紙おむつ 汚物を取り除いてから出す
 - 食用油 少量ずつ紙か布にしみ込ませるか凝固剤で固まらせて出す
 - 剪定枝 少量の木切れ、刈り込みなどはひもでくる
(一度に出すのは2~3束まで)
 - たばこの吸い殻、掃除機のごみ、紙くすなど
 - 汚れが落ちない容器包装
 - 古着、古布などは極力リサイクルショップや集団回収などで出してください
- ※家庭生ごみ自家処理容器等購入費補助制度があります



おめでとうございます

(10月21日から11月20日までの届け出分・敬称略)

住所	赤ちゃん	届出人
多賀	安福 唯叶	鈴香
井手	瀧川 純	経一
井手	立石 健祥	達哉
井手	土井田 侑	裕美
井手	青木 一華	康弘
多賀	辻 喜一	洋平
井手	木下 仁	大介

出生

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
地域創生推進室	0774-82-6170
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー (12月11日～1月10日)

月日	曜日	行事
12/11	月	ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
12	火	すくすくクラブ(午前10時～11時半、子育て支援センター) ゆかいなマジックショー(午前10時15分～11時、玉川保育園) 井手町人権のつどい(午後1時半～3時半、自然休養村管理センター) 障がい者相談(午後1時半～、役場西別館1階会議室・予約制)
13	水	料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑・人権交流センター) そば打ち教室(午後6時半～8時半、いづみ人権交流センター)
14	木	人権給手紙教室(午前10時～、午後1時～、いづみ人権交流センター) 山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑)
15	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 3歳児健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター)
16	土	
17	日	
18	月	2歳6カ月児歯科健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑)
19	火	のびのびクラブ(午前10時～11時半、子育て支援センター) いづみふれあい学級(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
20	水	発達相談(保健センター・予約制) 料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 社協生き生きサロン&ほほえみ会(午前11時半～、玉泉苑)
21	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
22	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
23	土	天皇誕生日
24	日	
25	月	無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
26	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
27	水	
28	木	役場仕事納め(12月29日～1月3日まで閉庁)
29	金	
30	土	
31	日	
1/1	月	元旦
2	火	
3	水	
4	木	役場仕事始め
5	金	
6	土	
7	日	井手町消防出初式(午前10時～、泉ヶ丘中学校) 井手町成人式(午後1時～、自然休養村管理センターホール)
8	月	成人の日
9	火	すくすくクラブ(午前10時～11時半、子育て支援センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
10	水	育児相談(午前9時半～10時半受付、西部公民館) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、人権交流センター・賀泉苑)



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

